

## じちろう共済 被害受付について

じちろう共済には、住宅被害が床上浸水以上や建物・家財の損害額に応じて、①総合共済基本型(Z型)からのお見舞金、②住まいる共済からの共済金のお支払いの対象になる場合があります。

住宅の被害について、状況を「住宅災害連絡受付票」にて、ご報告いただき、その後(数日後になると思われます)こくみん共済 coop<全労済>職員からご連絡し、住宅の損害内容を訪問のうえ現地調査、または書類等により確認させていただきます。(現地調査、書類確認などの対応方法は、受付後、こくみん共済 coop<全労済>よりご案内いたします。)

### 現地調査による場合

訪問した際は、こくみん共済 coop<全労済>職員である身分証を提示いたします。調査の際は、契約者またはご親族の立会にご協力ください。屋根にのぼるなどの危険を伴う調査はできません。その場合は、修理業者様の写真等を参考に認定をさせていただきます。受付が集中する場合、訪問までお待ちいただく場合があります。

### 書類等による場合

ご案内文書をこくみん共済 coop<全労済>からお送りしますので、内容をご確認いただき、必要書類のご準備をお願いいたします。損害内容によっては、修理見積書と損害状況がわかる写真の提供をお願いする場合があります。すべての書類が揃いましたら、返信用封筒でご返送ください。

### <留意事項>

1.修理や片づけを進める時は、被害状況が確認できる写真をお撮りください。

①建物全景(異なる4方向からの写真)

②被害箇所の周辺と詳細(被害箇所を入れた周辺と被害箇所の詳細がわかる写真)

③床上浸水の場合は床上高がわかる(床上何センチまで水が来たか、メジャー、高さがわかる物と一緒に)写真の撮影をお願いします。

なお、共済金は、ご請求手続き後に確定するため、修理見積の金額と異なる場合があることをあらかじめご了承ください。

2.後片付け後、廃棄をされる場合は、損害にあった品目、被害の程度を確認できる写真をお撮りください。確認が取れない場合は、保障出来ない場合もございますので、ご注意ください。

### 3.修理見積書に関するお願い

修理業者名、業者連絡先、工事の内容、数量、単価、金額等の内訳の表示を依頼してください。

じちろう共済にご加入のみなさまへ、損害状況に対して、お見舞金・共済金の対象となる共済を下表にお知らせします。

加入制度	補償対象になる損害内容	申請方法
総合共済基本型(Z型) 慶弔見舞金	①床上浸水以上の被害 ②建物の損害額が20万円を超える場合 ③落雷による家財損害2,000円を超える場合	①組合に連絡 ②「住宅災害連絡受付票」別紙を記入
火災共済 共済金	①床上浸水以上の被害 ②建物の損害額が10万円を超える場合 ③門、壁、カーポート、物置、車庫等(付属工作物・付属建物)損害額10万円を超える場合【契約要件:建物に200万円以上に参加】 ④落雷による家財損害1,000円を超える場合	
自然災害共済 共済金	①床上浸水以上の被害 ②建物または家財の損害額が10万円を超える場合 ③門、壁、カーポート、物置、車庫等(付属工作物・付属建物)損害額10万円を超える場合【契約要件:建物に200万円以上に参加】	
じちろうマイカー共済 【契約要件:車両損害補償(一般補償もしくはエコノミーワイドに参加)】	車両に損害が生じた場合	事故受付 フリーダイヤル 0120-0889-24

※隙間からの雨の吹込みによる雨漏り被害等は対象外です。

※ケガで通院・入院などされた場合、団体生命共済にご加入の組合員の方は、組合へ連絡してください。

※不明な点は、支部共済担当者、県病院労組本部、こくみん共済coop(全労済)自治労共済推進本部長野県支部までお問い合わせください。

長野県立病院機構労働組合 TEL026-217-0811	こくみん共済coop(全労済)自治労共済推進本部長野県支部 TEL026-217-7667
---------------------------------	--